令和３年 12 月 15 日
消 防 局 保 安 課

横浜市危険物規制規則の一部改正について

１　趣旨

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」（令和３年総務省令第 71 号。以下「総務省令」という。）により、危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認に必要な申請書及び危険物保安監督者の選任の届出に必要な実務経験証明書の様式が「危険物の規制に関する規則」（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危険物規則」という。）に規定されました。

本市では、これまで「横浜市危険物規制規則」（昭和 59 年３月規則第 14 号。以下「規則」という。）において、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書及び実務経験証明書を定めていたところですが、今般の総務省令を受け、規則の一部を改正するものです。

２　改正の概要

(1) 危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請の規定の整備

危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書の様式が危険物規則に規定されたことから第３条、第 22 条及び第１号様式の整備を行いました。

(2) 実務経験証明書の規定の整備

実務経験証明書の様式が危険物規則に規定されたことから第 23 条第３項の整備を行うとともに、第 30 号様式を削除しました。

３　意見公募手続

関係する法令の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整備であるため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第５条第４項第８号アに該当し、意見公募手続は行いませんでした。

４　施行日

令和４年１月１日（総務省令の施行の日）